

第3期松浦市地域福祉計画（案）パブリックコメントの実施結果について

意見募集期間 令和4年1月5日（水）～令和4年2月4日（金）

提出された件数 3件（2人）

該当箇所	意見の要旨	市の考え方
<p>1 1 ページ 第1章 計画の策定にあたって 第3節 計画の位置づけ</p>	<p>平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体における再犯防止施策の責務を明確に位置づけていただきたい。</p>	<p>再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、また、地方再犯防止推進計画の策定に関する「努力義務」が規定されています。</p> <p>市としては、分野別の計画同様、今回の地域福祉計画とは別に策定することを検討していますので、今後、関係団体と計画策定に向けた協議を行いたいと考えています。</p>
<p>4 2 ページ 第4章 取り組みと役割分担 第1節 ふれあいと支え合いのあるまちづくりの推進 1（1）項目12</p>	<p>再犯防止の文字が唐突に記載されており、その根拠となる法律を概要及び計画の位置づけに明記された方が良いのではないかと思います。また、文章中に「社会を明るくする運動」や「更生保護活動」を加えていただきたい。</p> <p>計画の位置づけ「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけを明確化に。「誰一人取り残さない社会」の実現に向け民間協力者の確保に対する支援を行い、安全安心な地域社会の実現を目指していただきたい。</p>	<p>再犯防止の施策については、今後、地方再犯防止推進計画の策定に向けた協議の中で検討したいと考えていますので、具体的には記載していませんが、現在実施されている「社会を明るくする運動」や「更生保護活動」については、表中（共助欄）に追加しました。</p> <p>市としましても、再犯防止推進の重要性は認識していますので、地方再犯防止推進計画を策定する際に、関係団体との協議において明確化したいと考えています。なお、県は令和3年度に同計画を策定していますので、それも参考にしながら具体的な施策や支援について協議したいと考えています。</p>